

世田谷区商店等における地域共生社会促進助成事業補助金交付要綱

令和5年3月6日
4世障施第1830号

(趣旨)

第1条 この要綱は、区民の生活の場であり、多様な区民の接点の場でもある商店街を中心に、障害者が外出しやすい環境を整えることにより、障害に対する理解を促進するとともに、商店、事業所等（以下「商店等」という。）での障害者を受け入れる環境の向上を図るために商店等において実施する地域共生社会の促進に関する事業に係る補助金（以下「補助金」という。）の交付について、世田谷区補助金交付規則（昭和57年5月世田谷区規則第38号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の対象となる事業等)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、障害者への合理的配慮の提供を目的として行う物理的環境への配慮又は意思疎通の配慮に資する物品の作成委託又は購入とする。

2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、物理的環境への配慮又は意思疎通の配慮に資する物品に係る別表に掲げる補助対象経費とする。

(補助金の交付を受けることができる者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、区内に存する商店等において補助事業を実施する者その他区長が特に必要と認めるものとする。

(補助金の交付額)

第4条 補助金の交付額は、一の商店等につき、次の各号に掲げる補助対象経費の区分に応じ、当該各号に定める額を上限とする。ただし、一の商店等が第1号及び第2号の経費について交付を申請する場合は、合計100,000円を限度とする。

(1) 作成委託に要する経費 50,000円

(2) 購入に要する経費 100,000円

2 別表購入に要する経費の項に規定する物品の作成委託を行う場合について、区長が適当と認める場合は、前項第2号に規定する上限額を適用することができる。

3 一の商店等が同年度内に複数回の交付申請を行う場合においては、第1項に定める額を一の年度における交付額の合計額の上限とする。

4 補助金の交付額の総額は、予算の定める額を限度とする。

(交付申請)

第5条 区長は、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）に、世田谷区商店等における地域共生社会促進助成事業補助金交付申請書（第1号様式。次条において「申請書」という。）に、次の各号に掲げる補助対象経費の区分に応

じ、当該各号に定める書類を添えて提出させなければならない。

(1) 第4条第1号に掲げる補助対象経費 次に掲げる書類

ア 仕様書

イ 補助金の交付の対象となる経費の見積書

ウ 部品のカatalog、図面の写し等申請者が作成しようとする物品の具体的な規格等がわかる書類

エ アからウまでに掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

(2) 第4条第2号に掲げる補助対象経費 次に掲げる書類

ア 補助金の交付の対象となる経費及び申請者が購入しようとする物品の具体的な規格等の内容がわかるカatalog等の写し

イ 補助金の交付の対象となる経費の見積書等補助対象経費の額が明記されたもの

ウ ア及びイに掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

2 補助金の交付を受けようとする一の商店等において、過去に同一の物品に係る補助金の交付を受けた日から3年を経過していない場合は、補助金の交付の対象としない。ただし、破損又は使用不能の物品の購入及び作成並びに同一の物品が複数必要である場合等、区長が特に必要と認めたときは、この限りではない。

(補助金の交付決定及び通知)

第6条 区長は、申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、決定した内容及びこれに付した条件を世田谷区商店等における地域共生社会促進助成事業補助金交付決定通知書(第2号様式)により、補助金の不交付を決定したときは、その旨を世田谷区商店等における地域共生社会促進助成事業補助金不交付決定通知書(第3号様式)により、申請者に速やかに通知するものとする。

2 区長は、補助金の交付が暴力団(世田谷区暴力団排除活動推進条例(平成24年12月世田谷区条例第55号)第2条第1号に規定する暴力団という。以下同じ。)の組織としての活動を助長し、又は暴力団の組織としての運営に資することとなるおそれがあるときは、補助金の交付を決定してはならない。

(変更等の承認)

第7条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)が、申請内容の変更、中止又は廃止をする場合には、世田谷区商店等における地域共生社会促進助成事業補助金に係る補助事業変更・中止・廃止承認申請書(第4号様式)に、区長が必要と認める書類を添えて提出させなければならない。ただし、軽微なものについては、この限りではない。

2 区長は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査し、変更、中止又は廃止を承認したときは、その旨を世田谷区商店等における地域共生社会促進助成事業補助金に係る補助事業変更・中止・廃止承認書(第5号様式)により、当該申請を行った対象者に通知するものとする。

(遂行命令等)

第8条 区長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査、補助事業者が提出する報告書等により補助金の交付の内容又はこれに付けた条件に従って遂行されていないと認めるときには、当該補助事業者に対して世田谷区商店等における地域共生社会促進助成事業補助金に係る補助事業遂行命令通知書（第6号様式）により補助金の交付の決定の内容又はこれに付けた条件に従って遂行すべきことを命じるものとする。

2 区長は、補助事業者が前項の規定による命令に違反したときは、当該補助事業者に対して世田谷区商店等における地域共生社会促進助成事業補助金に係る補助事業停止命令通知書（第7号様式）により補助事業の一時停止を命じるものとする。

(完了の報告)

第9条 区長は、補助事業者（第7条第2項の規定により変更の承認を受けた補助事業者を含む。）に、物品の納品を受けた日の翌日から起算して30日を経過する日までに、世田谷区商店等における地域共生社会促進助成事業補助金に係る補助事業実績報告書（第8号様式）に、次に掲げる書類を添えて報告させなければならない。

(1) 納品書

(2) 前号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

(補助金の額の確定及び交付)

第10条 区長は、前条に規定する完了報告書を受けた場合において、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、世田谷区商店等における地域共生社会促進助成事業補助金額決定通知書（第9号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

2 区長は、前項の通知を受けた補助事業者に、速やかに世田谷区商店等における地域共生社会促進助成事業補助金請求書（第10号様式。以下「請求書」という。）により、区長に補助金を請求させるものとする。

3 区長は、請求書の提出を受けたときは、当該請求補助事業者書に係る補助金を交付するものとする。

(補助金の受領委任)

第11条 補助金の交付を受けようとする補助事業者が、当該補助金を物品の作成者又は販売業者に受領させることを希望した場合において、区長が適当と認めるときは、区長は、物品の作成者又は販売業者に補助金を受領させることができる。

2 前項に規定する補助金の受領の方法を希望する補助事業者に、請求書に代えて、世田谷区商店等における地域共生社会促進助成事業補助金請求書兼委任払申請書（第11号様式）を区長に提出させなければならない。

(交付決定の取消し)

第12条 区長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の

交付の決定の一部又は全部を取り消すものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) 補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は要綱に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、補助金の交付の決定内容若しくはこれに付した条件又は法令に違反したとき。

(4) 補助を受けた事業に関し他の補助金等を受け、又は受けることになっていることが判明したとき。

2 前項各号に掲げる場合のほか、区長は、補助金の交付が暴力団の組織としての活動を助長し、又は暴力団の組織としての運営に資することとなるおそれがあるときは、補助金の交付の決定の全部を取り消さなければならない。

3 区長は、前2項の規定による取消しをしたときは、その内容を世田谷区商店等における地域共生社会促進助成事業補助金交付決定取消通知書（第12号様式）により当該補助事業者速やかに通知しなければならない。

(補助金の返還)

第13条 区長は、前条の規定による取消しをした場合において、補助事業の当該取消しに係る部分について既に補助金を交付しているときは、補助事業者に対して取消通知書により期限を定めてその返還を命じるものとする。

(違約加算金及び延滞金)

第14条 区長は、前条の規定により補助金の返還を命じたときは、補助事業者に対してその命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

2 区長は、補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(違約加算金の計算)

第15条 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における前条第1項の規定の適用については、返還を命じた額に相当する補助金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命じられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。

2 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、ま

ず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第16条 第14条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納不額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額とする。

(補助金の一時停止)

第17条 区長は、この要綱又はこの要綱以外の要綱等に基づき交付されている補助金等の返還を命じられた補助事業者が、当該補助金等、違約加算金又は延滞金の一部又は全部を納付しない場合において、この要綱に基づき交付すべき補助金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止することができる。

(委任)

第18条 この要綱の施行について必要な事項は、障害福祉部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附則（令和8年3月23日7世障施第1690号）

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第2条関係、第4条関係）

経費	補助対象経費
作成委託に要する経費	点字メニュー、写真付き音声コードメニュー、コミュニケーションボードその他区長が適当と認める物品の作成委託に係る経費
購入に要する経費	段差解消用簡易スロープ、筆談ボードその他区長が適当と認める物品購入に係る経費

第1号様式（第5条関係）

世田谷区商店等における地域共生社会促進助成事業補助金交付申請書

年 月 日

世田谷区長 あて

申請者 所在地
名称
代表者名

印

商店等における地域共生社会促進助成事業補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 対象経費区分

物理的環境への配慮又は意思疎通の配慮に資する物品に係る

- 作成委託に要する経費
- 物品の購入に要する経費

2 補助金交付申請額

円

3 完了（納品）予定年月日

年 月 日

4 添付書類

- 仕様書
- カタログ等の写し
- 見積書
- 物品保管場所の図面
- 物品活用商店等のリスト・地図（名称、所在地）
- その他

- 物品保管場所の図面（図面の添付でも可）

--

- 物品活用商店等のリスト

名称	所在地

地図

--

第2号様式（第6条関係）

番 号
年 月 日

世田谷区商店等における地域共生社会促進助成事業補助金交付決定通知書

あて

世田谷区長名 印

年 月 日付で交付申請のあった商店等における地域共生社会促進助成事業補助金（以下「補助金」という。）については、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 補助事業の内容

年 月 日付世田谷区商店等における地域共生社会促進助成事業補助金交付申請書（以下「申請書」という。）の補助事業の対象経費区分欄記載のとおりとする。

2 補助事業に要する経費及び補助金の額

- (1) 補助事業に要する経費 円
(2) 補助金交付額 円

3 補助条件

次の補助条件に従わなければならない。

- (1) 区長が交付する商店等における地域共生社会促進助成事業補助金の補助を受けた旨の表示を商店等に貼付しなければならない。補助事業者から貸与を受けて補助物品を使用する者も同様とする。
(2) 次のいずれかに該当する場合には、あらかじめ所定の様式により区長の承認を受けなければならない。ただし、軽微なものについては、この限りでは

ない。

- ① 補助事業に要する経費を変更しようとするとき。
 - ② 補助事業の内容を変更しようとするとき。
 - ③ 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- (3) 区長から補助金の交付の決定の内容又はこれに付けた条件に従って補助事業を遂行すべきことを命じられたときは、この命令に従わなければならない。
- (4) (3)の命令に違反し、区長から補助事業の一時停止を命じられたときは、補助事業を一時停止し、補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合させるための措置を指定された期日までにとらなければならない。
- (5) 補助事業が完了したときは、所定の様式により区長に補助事業の実績を報告しなければならない。
- (6) 区長から補助事業の成果を補助金の交付の決定の内容及びこれに付けた条件に適合させる処置を取るべきことを命じられたときは、この命令に従って必要な処置を行い、その結果所定の様式により区長に報告しなければならない。
- (7) 次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の一部又は全部(⑤に該当する場合は、補助金の交付の決定の全部)を取り消す。この場合において、損害が生じたとしても区は一切の責任を負わない。
- ① 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
 - ② 補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は要綱に違反したとき。
 - ③ ①及び②に掲げるもののほか、補助金の交付の決定内容若しくはこれに付した条件又は法令に違反したとき。
 - ④ 他の補助金を受け、又は受けることになっていることが判明したとき。
 - ⑤ 補助金の交付が暴力団の組織としての活動を助長し、又は暴力団の組織としての運営に資することとなるおそれがあるとき。
- (8) (7)により補助金の交付の決定を取り消された場合において、区長から当該補助金の返還を命じられたときは、区長が指定する期限までに当該補助金を返還しなければならない。
- (9) (8)による補助金の返還命令に基づき補助金を返還する場合は、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

- (10) (8) により補助金の返還を命じられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- (11) この交付決定以外の交付決定により交付されている補助金等の返還を命じられ、当該補助金等、違約加算金又は延滞金の一部又は全部を納付していない場合において、この交付決定により交付すべき補助金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止することがある。

4 補助金の交付請求

区長が指定する日までに、所定の様式により区長に補助金の交付を請求しなければならない。

5 その他

- (1) この補助金に関して、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条第7項の規定に基づき、本区監査委員の監査を受けることがある。
- (2) この補助金に関して、法第221条第2項の規定に基づき、区長は補助事業の状況を調査し、又は報告を求めることがある。

第3号様式（第6条関係）

番 号
年 月 日

世田谷区商店等における地域共生社会促進助成事業補助金不交付決定通知書

あて

世田谷区長名 印

年 月 日付で交付申請のあった商店等における地域共生社会促進助成事業補助金については、下記の理由により不交付を決定したので通知します。

記

理由

第4号様式（第7条関係）

世田谷区商店等における地域共生社会促進助成事業補助金に係る補助事業
変更・中止・廃止承認申請書

年 月 日

世田谷区長 あて

申請者 所在地
名 称
代表者名

㊟

年 月 日付〇〇世〇〇第〇〇号で交付決定通知を受けた商店等における地域共生社会促進助成事業補助金に係る補助事業を変更・中止・廃止したいので申請します。

記

- 1 変更内容
- 2 変更・中止・廃止の理由
- 3 変更が補助事業に及ぼす影響及び効果
- 4 中止・廃止後の措置
- 5 中止の期間

(注) (1) 変更の場合は、4及び5には記載しないこと。

(2) 中止の場合は、1及び3には記載しないこと。

(3) 廃止の場合は、1、3及び5には記載しないこと。

第5号様式（第7条関係）

番 号
年 月 日

世田谷区商店等における地域共生社会促進助成事業補助金に係る補助事業
変更・中止・廃止承認書

あて

世田谷区長名 印

年 月 日付で申請のあった商店等における地域共生社会促進
助成事業補助金に係る補助事業の変更・中止・廃止については、下記のとおり
承認したので通知します。

記

- 1 承認する事項
変更（その内容）
中止（中止の期間）
廃止


- 2 中止・廃止後にとるべき措置

第6号様式（第8条関係）

番 号
年 月 日

世田谷区商店等における地域共生社会促進助成事業補助金に係る補助事業
遂行命令通知書

あて

世田谷区長名 

年 月 日付〇〇世〇〇第〇〇号で通知した商店等における地
域共生社会促進助成事業補助金に係る補助事業の遂行を下記のとおり命じます。

記

- 1 命ずる措置
- 2 理由

第7号様式（第8条関係）

番 号
年 月 日

世田谷区商店等における地域共生社会促進助成事業補助金に係る補助事業
停止命令通知書

あて

世田谷区長名 印

年 月 日付〇〇世〇〇第〇〇号で通知した商店等における地
域共生社会促進助成事業補助金に係る補助事業の一時停止を下記のとおり命じ
ます。

記

- 1 命ずる措置
- 2 理由
- 3 年 月 日付〇〇世〇〇第〇〇号で通知した交付の決定の内
容又はこれに付けた条件に補助事業を適合させるための措置を 年
月 日までにとらないときは、交付の決定の一部又は全部を取り消します。

第8号様式（第9条関係）

世田谷区商店等における地域共生社会促進助成事業補助金に係る補助事業
実績報告書

年 月 日

世田谷区長 あて

申請者 所在地
名 称
代表者名

年 月 日付〇〇世〇〇第〇〇号で交付決定通知を受けた商店
等における地域共生社会促進助成事業補助金について、補助事業の実績を下記
のとおり報告します。

記

- 1 交付の決定を受けた補助金の額 円
- 2 補助事業に要した経費の額 円
- 3 対象経費区分
物理的環境への配慮又は意思疎通の配慮に資する物品に係る
 作成委託に要する経費
 物品の購入に要する経費
- 4 補助事業の完了（納品）、中止又は廃止年月日
完了・中止・廃止 年 月 日
- 5 添付書類
 納品書
- 6 備考

第9号様式（第10条関係）

第 号
年 月 日

世田谷区商店等における地域共生社会促進助成事業補助金額決定通知書

あて

世田谷区長名 印

年 月 日付で報告のあった商店等における地域共生社会促進
助成事業補助金に係る補助事業実績報告書に基づき、補助金の金額を下記のと
おり決定したので通知します。

記

交付金額

第10号様式（第10条関係）

世田谷区商店等における地域共生社会促進助成事業補助金請求書

年 月 日

世田谷区長 あて

申請者 所在地
 名称
 代表者名



年 月 日付〇〇世〇〇第〇〇号で交付決定通知を受けた商店等における地域共生社会促進助成事業補助金について、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額

金

--	--	--	--	--	--	--	--

 円也

2 振込先

金融機関名	銀行・信用金庫・信用組合・労働金庫・農協											
支店名	※振込先にゆうちょ銀行を希望される場合は、事前にゆうちょ銀行から発行される振込用の支店名、口座番号が必要です。											
預金種別											普通	当座
口座番号												
フリガナ												
氏名												

第11号様式（第11条関係）

世田谷区商店等における地域共生社会促進助成事業補助金請求書兼委任払
申請書

年 月 日

世田谷区長 あて

委任者 所在地
名称
代表者名



年 月 日付〇〇世〇〇第〇〇号で交付決定通知を受けた商店等における地域共生社会促進助成事業補助金について、下記のとおり請求します。

また、本請求に基づく補助金の受領に関する権限を下記の者に委任します。

記

1 受任者

所在地
名称
氏名



2 請求金額

金

--	--	--	--	--	--	--	--

 円也

3 振込先（受任者）

金融機関名	銀行・信用金庫・信用組合・労働金庫・農協									
支店名										
預金種別	普通		当座		※振込先にゆうちょ銀行を希望される場合は、事前にゆうちょ銀行から発行される振込用の支店名、口座番号が必要です。					
口座番号										
フリガナ										
氏名										

第12号様式（第12条関係）

年 月 日

世田谷区商店等における地域共生社会促進助成事業補助金交付決定取消通知書

あて

世田谷区長名 

年 月 日付〇〇世〇〇第〇〇号で通知した商店等における地域共生社会促進助成事業補助金の交付決定を、下記のとおり取り消すことに決定したので通知します。

（既に補助金を交付しているときは、次の文章を付け加える。）

この取消しに係る部分について、既に交付されている補助金の返還を、下記のとおり命じます。

記

1 取消しの範囲

2 理由

（補助金の返還を命ずるときには、次の各項を付け加える。）

3 返還金額

4 返還期日 年 月 日

5 違約加算金

年 月 日付商店等における地域共生社会促進助成事業補助金交付決定通知書（以下、「決定通知書」という）の3の（8）により違約加算金を納付しなければなりません。

6 延滞金

4の返還期日までに返還を命じられた補助金を返還しなかったときは、決定通知書の3の（10）により延滞金を納付しなければなりません。